

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)における核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請に係る行政相談

2. 日時: 令和4年3月11日(金)10時00分～11時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、佐久間安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所

燃料材料開発部 次長 他5名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、提出資料に基づき、大洗研究所(北地区)のホットラボ及び燃料研究棟に係る核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請を予定している旨の説明があった。

(2) 原子力規制庁から、ホットラボにおける核燃料物質の受け入れに係る規定について、保安規定変更認可申請に当たっては、変更内容が使用許可との整合がとれていることを確認した上で申請することが原則である旨を伝えた。

(3) 原子力機構から、本日の面談を踏まえ、申請準備を整えていく旨の発言があった。

6. 提出資料

- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について
- ・日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について